



キャッチオール規制

大量破壊兵器等キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目（ただし、食料品、木材等は除く。）

特に注意；**懸念の強い貨物例**(参考1) 40品目

対象地域

輸出管理を厳格に実施している27カ国（ホワイト国）を除く地域

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断 ➡ **インフォーム要件**

✓ 経済産業大臣より輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

(2) 輸出者による判断 ➡ **客観要件**



用途・需要者に懸念があると思われる場合には、経産省に相談！

① **用途要件**（使用目的）

✓ 輸入先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か

② **需要者要件**（顧客）

✓ 輸入者・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う（行っていた）か否か

✓ 外国ユーザーリスト(参考3)掲載の企業・組織か否か

(参考1) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	
12. 振動試験装置	
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	
31. 密閉式の発酵槽	
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	
34. 耐食性の反応器	
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38. 耐食性の充てん用の機械	
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	

※34から38のミサイルは2012年4月1日より追加。

1. 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。

2. 外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。

(参考2) 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 ～シリア向けの場合～ 2013年10月15日施行

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要！

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	
7. バッチ式遠心分離器	生物兵器
8. 発酵槽	
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11.を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	
12. 化学物質の分析装置、検知装置等	化学兵器

(注) 3. から5. までの()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

(参考3)外国ユーザーリスト 2017年8月9日改正

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注)外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国別の掲載
企業・組織数

国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	8
イスラエル	2
イラン	209
インド	4
エジプト	1
北朝鮮	143
シリア	20
台湾	1
中国	60
パキスタン	52
香港	3
レバノン	3
合計	508

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Q a'ida/Islam ic Army	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Al Q a'eda ▪ Islamic Salvation Foundation ▪ The Base ▪ The Group for the Preservation of the Holy Sites ▪ The Islam ic Army for the Liberation of Holy Places ▪ The World Islam ic Front for Jihad against Jews and Crusaders ▪ Usam a Bin Laden Network ▪ Usam a Bin Laden O rganisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Umm ah Tameer E-Nau (UTN)		核 N
}				
507	レバノン Republic of Lebanon	Shadi for Cars Trading		生物、化学、 ミサイル B,C,M
508	レバノン Republic of Lebanon	Technolab	▪ Techno Lab	生物、化学、 ミサイル B,C,M

通常兵器キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの	リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)	リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く)
対象地域	国連武器禁輸国・地域 ^{注1}	一般国 ^{注2}
許可が必要となる要件	インフォーム要件 輸出許可申請をするよう経済産業大臣より通知を受けた場合 客観要件 (用途要件のみ) 輸入先等において、通常兵器 ^{注3} の開発等に用いられるか否か	インフォーム要件 用途に懸念があると思われる場合には、経産省に相談！

注1) 国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2対象地域)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

注2) ホワイト国、国連武器禁輸国・地域を除く全ての国 (イラン、シリア、中国、ロシア等)

注3) 通常兵器: 大量破壊兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物